

平成23年度第5回 福祉施策のあり方検討専門分科会

日時：平成23年9月12日（月）

午後6時～8時

場所：ルビノ京都堀川「加茂の間」

議題

市営保育所の今後のあり方に係る保護者会等からの意見について

〔配布資料〕

京都市職員労働組合への追加質問（奥山委員提出資料）

市営保育所保護者会からの意見

自治労京都市職員労働組合からの意見

公営保育所の民営化に係る主な判例

他都市の民営化の手順（横浜市，大阪市）

※（参考：前回提出資料）市営保育所の今後のあり方について（検討資料）

京都市職員労働組合 様

昨夜の審議会では、有益な議論をさせていただいてありがとうございました。私はこの審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」に京都市保育園連盟の代表として出席させていただいています。

私自身、この審議会に参加するに当たり、京都市保育園連盟として入っていますので、保育の職員の処遇について過去において市営保育所と民間保育園の間には著しい格差があり、民間側から大きな課題であると考えてきていました。

そんなことから、私ども民間園の立場から審議会に参加するにあたり、課題は「市営保育所の今後のあり方」について議論をする場ではありますが、同じ京都市の保育を担う立場として公私間の格差について、棚上げした状態でこの議論をすることはできないと考えてきたわけでありました。この格差の実態につきましても、各種資料の中から、私は詳細にわたって取り上げて指摘してきたとおりであります。

京都市においては、京都市内のほとんどの乳幼児を民間保育園に委ねてきたこともあり、この格差の実態を踏まえつつ、京都市民間保育園給与等運用事業（プール制）を立ち上げ、市から補助金を受け、徐々に給与は改善され、公民格差の縮小の努力を続けてもらって今日に至っています。基本給においてはそう大きな差は見られなくなってきていますが、総収入においては市営保育所職員770万円に対し、民間園職員は年間500万円であり依然として大きな格差は残っています。

この差の実態は平均年齢に多少の違いはあるものの、各種加算の違いを始め、実質的労働時間の違い、各種手当などがあり、職員数にも単位当たりの違いもあります。

我々民間園では、平成13年頃当時のプール制の赤字解消のため、各園で常勤職員を10%削減したまま今日に至り、その削減枠のままで慢性的な職員不足が今日まで続いています。

もう一件だけ聞いてください。

障害児保育については、その受入割合は市営保育所7.55%、民間保育園は2.46%とされ、市営保育所は受入数も多く、ていねいな障害児保育をされているということですが、数字だけみるとそのとおりなのです。公民では、障害児の判定の仕組みと基準が大きく違っていて、民間園には連盟自身が派遣している巡回指導員がいますが、状態を見るだけで、判定に保育園は関わらず、調査表に記入し申請を出す。親に託して申請するのですが、親の説得に一苦勞。

まず親の同意をなかなか得られない。出しても3カ月から、半年待たなければなりません。結局民間園ではボーダーラインの上の児は障害認定児と同じ扱いをしていても加配はありません。これらの児はカウントには入りません。結局ボーダーラインには入らず、非認定のまま扱いは障害児として扱っているケースが多いのですが、この数字はカウントされていないのであります。障害児加配のないままに障害児対策に取り組んでいる民間園が多いということを知っておいてほしいと思います。

ただ、一部の民間園には障害児保育をやっていない園が3割近くあると聞いて我々も驚いています。残念です。

ただ、この度のポイント制導入により障害児保育に取り組むことで高ポイントが付くことになると取り組む民間園が増えると期待しています。

昨日の組合の見解では、我々民間園の職員の処遇が市営保育所職員に比べて明らかに公民格差があると認め、理解していただいたように思います。「同一労働、同一賃金」これは我々が一番言いたかったことですが、組合から言っていたきました。感謝しています。

ただ現状は「きれいごと」だけでは済みません。この課題では我々民間保育園の職員は4千名近い職員がいます。これらの職員すべてに市営保育所職員と同じ待遇にしてもらうとすれば、今後市費はどれだけ投入せねばならないか。現実問題として可能なのでしょうか。これは市営保育所職員の給与を民間並みにせよと言うのと同じくらいに難しい問題だろうと思います。

かつて市営保育所職員のアンケートの回答を見せてもらったことがありました。みなさん保育の質を高める「子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を守らねば」という答えがあったのですが、ほとんどコストの問題には触れられていません。しかし我々民間保育園はコストの問題は避けて通れないものでありまして、コスト万能とは考えていませんが、最後には経営ということを考える上においては、社会福祉施設といえども、保育の質を考えると同様にコストも考えなければならないという現実に向き合って今後の委員会の議論をしていきたいと考えています。

追伸、本来審議会でも再質問の中で言うつもりでしたが時間がなかったので文書で送らせていただくことになってしまいました。

もし、私の見解に関してご意見、反論があれば頂きたいと思っています。

京都市保育園連盟

奥山 茂彦

【市営保育所の今後のあり方（検討資料）に対する保護者会からの意見等】

《アンケートの概要》

- 実施期間
平成23年8月5日から8月31日まで
- 実施方法
「市営保育所の今後のあり方について（検討資料）」を保護者会へ配付
意見は自由記述とし、封かんのうえ、保育所長まで提出
- 提出のあった市営保育所保護者会
25箇所
- 意見等の提出方法
保護者会で一定の集約：12箇所
個人ごとの意見：6箇所
一定の集約及び個人ごとの意見：7箇所

《主な意見》

- 市営保育所の現状について
 - ・ 保育内容，職員の経験年数，年度途中入所，障害のある児童の受入れ，地域の子育て支援事業及び運営に係るコスト等に対する肯定的な意見
 - ・ 保育内容，職員の経験年数，職員の異動及び運営コスト等の是正を求める意見
- 市営保育所の民営化について
 - ・ 民営化に反対する意見（民営化を前提にした議論であるとの認識からの意見も含む）
 - ・ 民営化もやむを得ないとする意見
- 民間保育園の現状について
 - ・ 保育内容，職員の経験年数及び障害のある児童の受入れ等に対する意見
- 京都市の保育行政について
 - ・ 財政難を理由にした子育て施策の削減（民営化を含む）に反対する意見
 - ・ 民間保育園に対する財政支援の増額等を求める意見
- 当分科会（事務局含む）の運営について
 - ・ 議論の進め方に対する意見
 - ・ アンケートの実施方法等に対する意見

平成23年8月26日

京都市社会福祉審議会
福祉施策のあり方検討専門分科会 会長 様

自治労京都市職員労働組合保健福祉支部
支部長 北村 喜一

市営保育所の今後のあり方について

このたび、京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会におきまして、働く者の立場からの意見をお聞きいただき、誠にありがとうございます。

市営保育所に勤務する自治労京都市職員労働組合員の意見を聞きましたところ、下記のような意見がありましたので提出させていただきます。

記

市営保育所においては、現在でも、親から虐待を受けている子どもや障害のある子どもを多く受け入れている。

また、食事面においても、アレルギー食の必要な子どもについて食事を提供している。

引き続き、民間保育園では手の回らないような、個々の子どもの状況にあわせて手厚い保育が必要となる子どもについて、市営という立場で、積極的に受入れを行っていくべきである。

以上

【公営保育所の民営化に係る主な判例】

1 保育所廃止の条例改正は訴訟の対象となる（横浜市 最高裁 H21. 11. 26）

⇒ 改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。

（詳細）

条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものではないことはいうまでもないが、本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所に廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る上記の法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができる。

以上によれば、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。

2 保護者に保育所選択の法的地位を認める（横浜市 最高裁 H21. 11. 26）

⇒ 特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものといえることができる。

なお、この法的地位（保育の実施）を解除するためには適法な手続き（以下3を参照）が求められる。

3 保育所廃止に係る適法性（適法な手続き）

（1）民営化に係る引継ぎ期間及び引継ぎ内容

（大東市 大阪高裁 H18. 4. 20 最高裁 H19. 11. 15）

⇒ （民営化前の）引継ぎ期間を少なくとも1年程度を設定する。その間に、新保育園の保育士となる予定者のうちの数名に、保育所における主要な行事等をその過程を含めて見せる。

民営化以降も数箇月程度、保育所において実際に児童に対する保育に当たっていた保育士のうち数名を新保育園に派遣するなどの十分な配慮をすべき信義則上の義務（公法上の契約に伴う付随義務）を負う。

（2）保護者説明、法人選考等（横浜市 東京高裁 H21. 1. 29）

⇒ 市の行った以下の点について評価されている。

- ・ 市の審議会の意見具申に基づく民間移管であること
- ・ 保護者説明会が3回程度開催されていること。長時間におよぶものもあること
- ・ 移管先について法人選考委員会に基づく選考が行われていること

4 損害賠償命令（大東市 大阪高裁 H18. 4. 20 最高裁 H19. 11. 15）

⇒ 前記3-(1)に掲げるような手続きを欠いたとして（信義則上の義務に違反）1世帯当たり33万円の支払いを市に命じる（31世帯）。

市立保育所民間移管

実施基準

横浜市こども青少年局

平成22年10月

目次

はじめに

1 民間移管の目的

- 1 事業目的 2
- 2 背景 2
- 3 これまでの民間移管の実績と効果 4

2 民間移管の実施にあたっての基本的な考え方

- 基本的な考え方 5
 - 1 十分な情報提供 6
 - 2 保護者意見の反映 6
 - 3 保育の質の確保・向上 6
 - 4 児童への配慮 6

3 実施基準

基本原則Ⅰ 民間移管の手法 7

- 1 民間移管の方式
- 2 事業計画
- 3 移管後の事業主体
- 4 事業主体の選定
- 5 財産
- 6 保育サービスの拡充
- 7 民間移管にあたっての諸条件

基本原則Ⅱ 民間移管の進め方 10

- 1 スケジュール
- 2 移管予定園の選定
- 3 保護者説明
- 4 移管先法人の選定
- 5 引継ぎ・共同保育
- 6 三者協議会
- 7 職員の継続雇用

基本原則Ⅲ 移管後の対応 14

- 1 前園長の訪問
- 2 市立保育所園長経験職員の訪問
- 3 前職員(保育士)の訪問
- 4 三者協議会の開催
- 5 第三者評価の受審
- 6 課題解決
- 7 相談窓口

はじめに

近年の女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育所の入所希望者が急増するとともに、子育てに関する様々なニーズが増大しています。就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化している中で、限られた財源を有効に活用して、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、横浜市においても重要な課題となっています。

こうした背景や課題のもとで、平成15年2月に横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、平成15年4月に「今後の重点保育施策（方針）」を策定しました。この方針に基づいて、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的として、平成16年度から平成21年度までの6か年間に市立保育所24園の移管を行いました。この間、平成18年10月に、「横浜市立保育所の民間移管について（実施基準）」を策定し、民間移管を実施するにあたっての基本的な考え方や実施上の基準となる事項等を整理し、保護者をはじめ関係者や市民の皆様にお示しするとともに、移管を実施する上での指針として活用してきました。

これまでの民間移管の取組については、平成20年度に「検証結果報告書」としてまとめたところですが、検証にあたり実施した保護者アンケートでは、回答のあった保護者のうち約9割が移管後の園運営に「満足」・「どちらかといえば満足」と回答している一方で、移管までのプロセスや保育の質の確保・向上に関する貴重なご意見もいただきました。こうした検証結果を踏まえて、優良法人の確保や移管までの準備期間を一層拡充していく観点から、移管園の公表から移管までの期間を2年半とすること等、保護者等から寄せられたご意見についても平成23年度からの民間移管に反映いたしました。

また、これまでの移管を通じて、保育サービスの拡充や運営面での効率化を図ってまいりましたが、今後は、老朽化した市立保育所の保育環境改善を図るとともに、待機児童対策・地域における子育て支援の充実等にも取り組んでいくことが必要だと考えています。

本実施基準は、検証結果や保育をめぐる今日的な課題を踏まえて改定いたしましたが、今後とも実施基準に定める基本原則に基づいて民間移管を進めていきます。

1 民間移管の目的

1 事業目的

子育てに関するニーズが多様化する中で、子どもの発達や保護者の就労を支援し、育児不安等の子育ての課題に幅広く対応していくため、保育所に期待される役割もこれまで以上に増大しています。一方で、本市の財政状況は厳しく、限られた財源の中で多様な保育ニーズにきめ細かく対応し保育事業を拡充していくためには、これまでの事業手法を見直し、コストを抑えながら事業効果を上げることが求められています。

このような中で、本市では、民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくとともに、民間の力の活用による保育所の施設整備を通じ、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進していくことを目的に、市立保育所の民間移管を進めていきます。

市立保育所を民間移管するにあたっては、従来の保育を継承していくことに加え、「保育時間の延長」や「3歳児以上への主食の提供」といった保育サービスの拡充とともに、「一時保育」のように、これまで保育所でのサービスを利用できなかった方も含めて、地域で求められている多様な保育ニーズに応えてまいります。

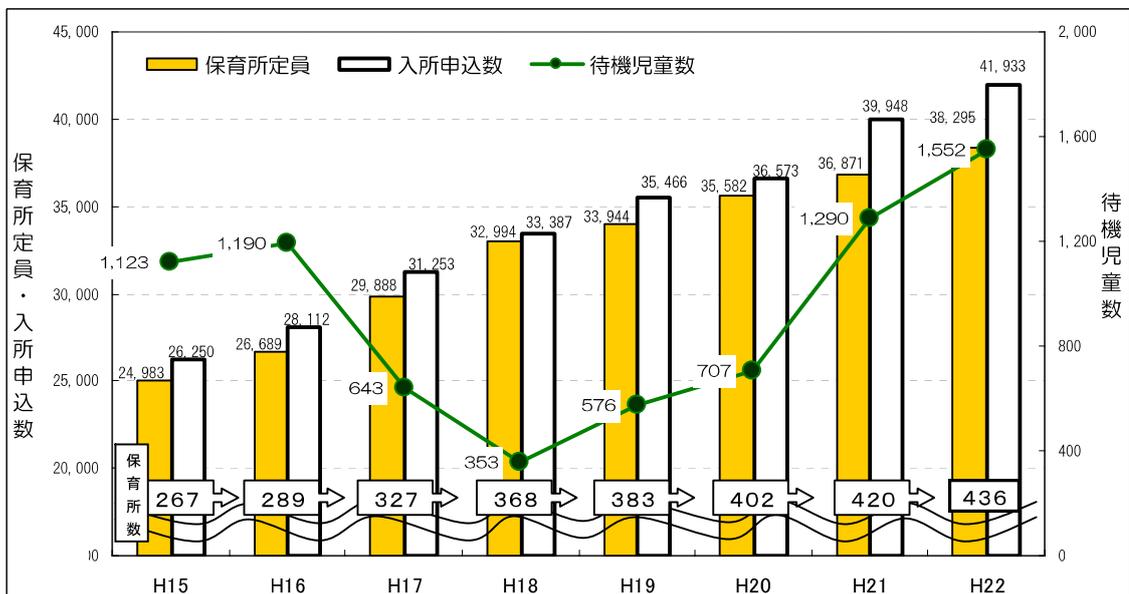
2 背景

(1) 保育ニーズの増大

本市では、女性の社会進出の増加・就業構造の変化などにより、認可保育所への入所希望者が急増するとともに、地域における子育て支援のニーズも多様化し、保育時間の延長、一時保育、緊急保育、病児保育、夜間保育等の保育サービスの拡充が求められています。

保育需要が増大する中で、1,000人を超える待機児童が続いたことから、本市では平成15年度に子育て支援事業本部を設置し、平成17年度までの3か年計画で集中して待機児童の解消に向けた取組を進めました。その後も積極的に整備を進め、平成22年度までに169か所の保育所を新設し、定員も13,312人増員しました。しかしながら、平成18年度には待機児童数は大幅に減少したものの、保育所申込者数は依然として増加傾向が続いており、平成22年4月1日現在の待機児童数は1,552人となっています。

図表1 保育所定員・入所申込数・待機児童数の推移



一方、保育ニーズが高まる中、本市の財政は厳しい状況が続いており、平成23年度の財政見通しでは、200億円もの収支不足が見込まれています。

このような厳しい財政状況が続く中、本市が保育施策を拡充してきた結果、保育所運営費については、この7年間で約230億円・65%増と大幅に予算を増額してまいりました。

今後も保育所入所希望者数が増加する等、保育ニーズは増大し、多様化していくことが想定されることから、引き続き、保育施策の充実が求められています。

図表2 横浜市一般会計予算及び保育所運営費の推移

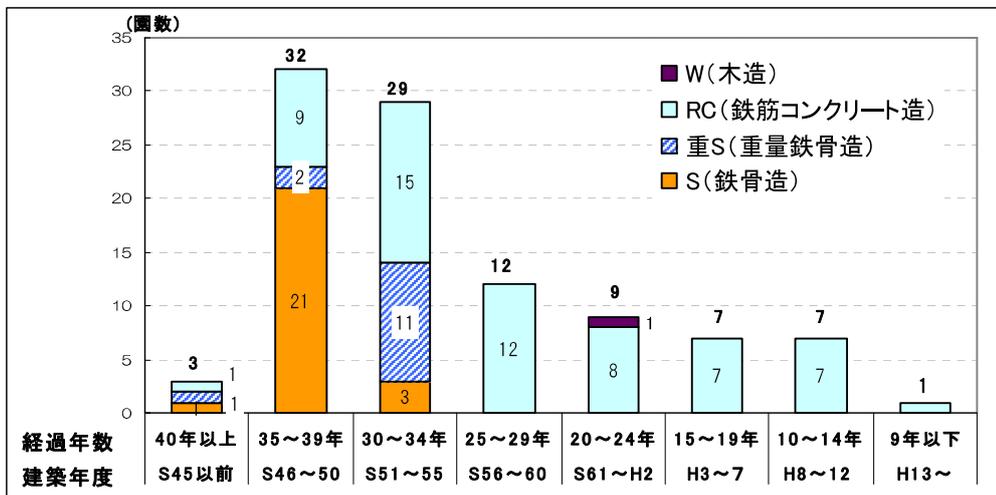


(2) 施設の老朽化への対応

都市化が急激に進行した昭和40年代から50年代の人口急増期には、市立保育所を中心とした保育所の整備が進められてきましたが、現在、この時期に建設された園舎の老朽化が進んでおり、児童の安全やより良い保育環境を確保していくため園舎の建替えを計画的に進めていく必要があります。特に市立保育所の施設整備については、平成18年度から国の交付金（次世代育成支援対策施設整備交付金）が一般財源化されて、従来にも増して効率的で効果的な事業実施が求められており、国の交付金の活用を図りながら、民間の力を活かして施設の環境整備に取り組んでいくことが必要となっています。

今後は、民間移管事業を進める中で、老朽化した園舎の増改築にあわせて、地域の保育ニーズに応えることができるよう、定員増による待機児童の解消や子育て支援の充実に向けた施設環境の整備にも取り組んでいきます。

図表3 市立保育所構造別・建設年度別 状況(平成22年現在)



(3) 特別保育サービスの提供状況

平成22年4月1日現在の市内の保育所数は、市立102園（公設民営2園を含む）、民間334園、合計436園で、定員は38,295人となっています。設置区分別では、民間保育所が約77%を占めています。

時間延長サービス等の特別保育サービスについて、市立保育所と民間保育所を比較すると、障害児保育のように市立保育所が全園で取り組んでいる保育サービスはありますが、その他の特別保育サービスについては、民間保育所の方が相対的に多様な保育ニーズに対応しているといえます。

図表4 主な特別保育サービス提供（可能）保育所数（平成22年4月現在）

事業名	市立保育所 (102か所)	実施率	民間保育所 (334か所)	実施率
障害児保育	102か所	100.0%	317か所	94.9%
時間延長サービス	56か所	54.9%	316か所	94.6%
一時保育	36か所	35.3%	186か所	55.7%
乳児保育	61か所	59.8%	306か所	91.6%
産休明け保育	12か所	11.8%	246か所	73.7%

※市立保育所には公設民営2園を含みます。

3 これまでの民間移管の実績と効果

本市における市立保育所民間移管事業は、平成16年度から年4園ずつ進めてきており、平成21年度までの6年で計24園を移管しました。

(1) 保育サービス

移管にあたっては、保育内容の継承とともに保育時間の延長、3歳児以上の主食提供、一時保育の実施等を条件とするなど、特別保育事業の拡充が図られ、また、いずれの園でもその他移管条件に沿った運営が行われています。

平成20年3月に実施した移管園の保護者を対象としたアンケートでは、保護者の約9割が移管園の運営や保育内容に「満足」・「どちらかといえば満足」という結果が得られています。また、移管条件に規定している保育サービス以外にも、保護者のニーズに対応した保育行事や環境整備が行われています。

(例) バス遠足、お泊り保育、午睡の選択性（5歳児）、餅つき等の行事、食育(産地直送の食材など)、保育内容の充実に向けた環境改善 など

(2) 運営経費

保育所運営経費については、これまでの民間移管の縮減額の試算では、移管園の規模に違いはありますが、入所児童や保育所開所時間等を同じ条件とした場合、16年度から21年度までの6か年合計で、4億8,100万円、約17%の縮減が図られていることとなります。また、縮減額の累計は23億2,500万円となります。

図表5 移管園の事業費縮減額（試算）

移管年度	縮減額／縮減率	移管園の規模
16年度	124百万円／20%	150人規模1園、100人規模2園、60人規模1園
17年度	55百万円／15%	90人規模1園、60人規模3園
18年度	98百万円／17%	100人規模3園、60人規模1園
19年度	87百万円／17%	120人規模1園、100人規模1園、60人規模2園
20年度	55百万円／16%	60人規模4園
21年度	62百万円／19%	60人規模4園
合計	481百万円／17%	

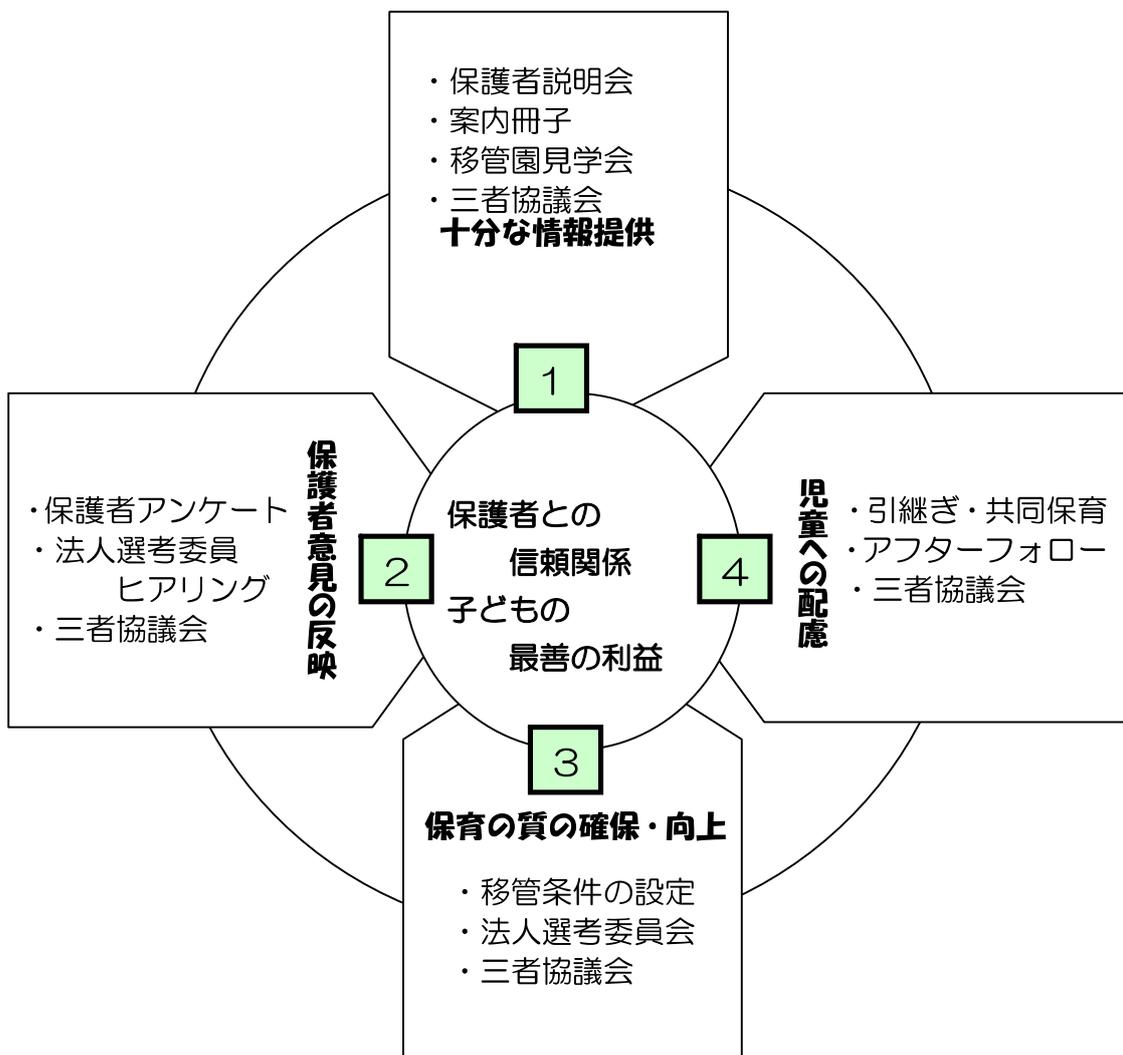
2 民間移管の実施にあたっての基本的な考え方

〔基本的な考え方〕

移管にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が図られるよう、次の基本的な考え方のもとで進めていきます。

基本的な考え方は、本市の民間移管の様々な仕組みに反映されています。

- 1 民間移管の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。
- 2 移管にあたっては、保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映していきます。
- 3 保育の質を確保し、保育サービスの向上が図られるよう優良な法人を選考するとともに、移管までの十分な準備期間を確保します。
- 4 児童への影響に配慮し、十分な引継ぎや移管後のフォローを行います。



1 十分な情報提供

移管予定園の保護者には、全保護者対象の保護者説明会のほか、個別相談を実施します。また、移管を控えている園や既に移管した園の見学会を実施し、移管準備の様子や移管後の園をご覧いただくとともに、移管先法人から話を聞く機会を設けます。

この他、移管準備の進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行います。

2 保護者意見の反映

法人選考にあたっては、移管予定園の保護者に対し「移管先法人に望むこと」などについてのアンケートを実施するとともに、法人選考委員による保護者ヒアリングを実施し、保護者の意見を反映させながら選考します。

また、民間法人になると、保護者の意見を聞いてもらえなくなるのではないかと心配の声にこたえるため、移管先法人決定後は、保護者、移管先法人及び横浜市による三者協議会を開催し、移管に伴う様々な事項について協議し、三者の合意形成を図ります。

3 保育の質の確保・向上

移管後の保育が良好に運営されるためには、実績のある優良な法人を確保することが重要です。このため、広く全国から法人を募集するとともに、学識経験者や福祉関係者等からなる法人選考委員会が、法人の運営する保育所の実地調査等を通じて保育内容等を確認し、法人を選考します。また、移管先法人には一定の保育経験のある保育スタッフの確保や、移管後の園運営を外部の目でチェックする第三者評価の受審を義務付ける等、移管後の保育について質の確保・向上を図っていきます。

4 児童への配慮

児童に保育環境の変化による負担を与えないよう、移管前の1年間をかけて、保育内容や個々の児童の特性を踏まえた関わりについて、段階的に引き継いでいきます。また、移管先となる法人と保護者、市立保育所のスタッフとの信頼関係のもとに、児童が安定した園生活を継続できるよう、三者協議会や引継ぎ・共同保育を通じて関係づくりを進めるとともに、移管後も前園長・前職員（保育士）の訪問等のフォローを行っていきます。

3 実施基準

基本原則Ⅰ 民間移管の手法

1 民間移管の方式

一般に民営化には、設置主体が公のまま事業を委託する民間委託と、設置主体を含めて民間に移行する民間移管の方式がありますが、本市では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応できるようにするため、民間移管方式としています。

2 事業計画

平成15年4月に策定した「今後の重点保育施策（方針）」に基づき、平成16年度から年4園ずつ民間移管を進めています。平成23年度から25年度までの3年間、年4園ずつ計12園を移管します。26年度以降については、それまでの状況を踏まえ検討します。

3 移管後の事業主体

移管後の質の高い保育を実現するため、認可保育所の運営実績のある社会福祉法人、公益法人法に規定する公益法人（公益財団法人及び公益社団法人）に移管します。

4 事業主体の選定

移管先となる社会福祉法人等（以下、「移管先法人」という）は、学識経験者、福祉関係者等からなる横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会（以下、「法人選考委員会」という）が書類審査、実地調査及び関係者の面接等を経て選考します。

5 財産

- (1) 土地 保育所新設の場合と同様、市有地を無償で貸し付けます。
- (2) 建物 資産評価額に応じて有償で譲渡します。
- (3) 備品・工作物 原則として無償で譲渡します。

6 保育サービスの拡充

移管に伴い、次の保育サービスを新たに実施します。

- (1) 保育時間の延長
平日 7時～20時 （参考：市立保育所は7時30分～18時30分又は7時～19時）
土曜 7時～18時30分（参考：市立保育所は7時30分～15時15分）
- (2) 3歳児以上への主食の提供（月～土曜日）
- (3) 土曜日の給食の提供
- (4) 一時保育事業の実施
- (5) その他、ニーズに応じた特別保育事業等の実施

7 民間移管にあたっての諸条件

移管予定園の保護者からは民間移管に伴う環境の変化を懸念する声が寄せられています。この懸念を解消するために、移管先法人には通常の民間保育所に求める運営基準（国の定める最低基準や本市基準等）に加え、移管年度ごとに「横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件」（以下、「移管条件」という）を付しています。移管条件の内容は、基本的内容に加え保護者の声やこれまでの移管の状況を踏まえて法人選考委員会で審議して、市が決定します。

横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件（平成 24 年 4 月移管）

1 保育所運営条件

次の内容を運営条件として実施すること

(1) 移管保育所の定員及び定員構成の継承

※ただし、移管の前年度における最多入所児童数を上限に、定員外の入所もできることとする。

(2) 障害児保育の実施（福祉保健センターの入所判定による入所を前提とする。）

次の受け入れ児童数枠を確保すること（人数は在園児を含んだ数で、新規入所児童数ではない。）

定員 80 人以上の保育所 6 人以上

定員 80 人未満の保育所 3 人以上

(3) 休園日

日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日以外は休園しないこと

(4) 費用負担

本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと

〈例〉幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う利用料、夕食代金等

(5) 移管保育所の年間行事の継承

(6) 地域育児支援事業（育児相談、育児講座等）の実施

(7) 施設（保育室、園庭等）の地域開放

(8) 苦情処理の仕組みの整備（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）

(9) 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事は行わないこと

※ただし、クリスマス会やひなまつりなど一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては三者協議会等で協議するものとする。

(10) 食育を推進し、アレルギー対応等子どもの健康状態に配慮した調理業務を行うこと

2 上乗せサービス（必須）

(1) 幼児に対する主食（月曜日～土曜日）の提供

(2) 土曜日の給食の提供

(3) 延長保育サービスの実施

ア 平日の 7:00～20:00

イ 土曜日の 7:00～18:30

(4) 一時保育事業の実施（実施時期については、概ね移管後 3 年以内の実施を目途に、保護者と協議を行うこと）

3 職員について

(1) 職員数

入所児童数に応じて、本市法外基準に基づく保育士等を確保すること

(2) 経験者の確保

次のとおり経験者を確保すること

ア 施設長 施設長については、次のいずれかの経験年数を有すること

(7) 社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上）

(4) 認可保育所での保育経験 12 年以上

(5) 社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）

※ 社会福祉事業経験年数に横浜保育室での経験を算入できる。

イ 保育士 常勤保育士については、次の職員を確保すること

(7) 経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 2 人以上

(4) 経験 5 年以上の保育士を 1/3 以上

（本市基準に基づく保育士数から、経験 10 年以上 2 人を除いた数を母数とする。小数点以下切り上げ）

※ 4 年以上の休職期間等がある場合は、復職後からの経験年数とする。（ただし、保育所入所対象年齢の子を養育していた期間は、休職期間から除くことができる。）

※ 保育士資格を有していれば、横浜保育室及び幼稚園での経験年数を算入できる。

(3) 引継ぎ・共同保育

横浜市が指定する引継期間において、横浜市が指定する職員（施設長、保育士、調理員等）を配置すること

(4) 勤務の継続

引継ぎ・共同保育に参加した職員は、移管後も継続して当該保育所に従事すること。特に、施設長、主任保育士については、移管後の保育の安定性の面から、3 年以上は継続勤務するよう努めること。なお、勤務を継続できない事情が生じた場合には、保護者の理解を得るよう努めること

4 福祉サービス第三者評価の受審

移管後、3 年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること

5 三者協議会

法人決定後、移管後も当分の間（最長で移管日の前日に在園していた園児が卒園するまでの間）、横浜市、移管を受けた法人及び当該保育所の保護者からなる三者協議会において、保育内容の継続性及び本諸条件の変更等について調整すること

6 その他

・法人は、移管後の運営状況等について、横浜市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること

・本諸条件に定める内容は、移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間、遵守すること。ただし、条件の変更等について三者協議会等において保護者の同意が得られた場合は、この限りでない。

・当該期間経過後においても、内容の変更にあたっては、保護者の理解を得るよう努めること

（注）本市基準：国の定める基準に加えて横浜市が独自に設定した認可保育所が守るべき基準

※ この移管条件は、法人募集に際して応募法人に提示しています。

基本原則Ⅱ 民間移管の進め方

1 スケジュール

保護者への説明と法人の準備期間を十分に確保するため、移管の2年半前に発表します。引継ぎ期間は、法人が年間行事等の把握ができるよう1年間を確保します。

図表6 スケジュール(次期計画予定)

		主なスケジュール		保護者参加
発表 年度		移管予定園選定		
	10月	移管予定園公表		全 員
	11月	↑	第1回保護者説明会	全 員
	12月		第1回個別相談	希望者
	1月		第2回個別相談	希望者
	2月	保護者説明	移管園見学会	希望者
	3月		入園予定者への説明	入園予定者
2 年 前	4月	↑	第2回保護者説明会 保護者アンケート	全 員 全 員
	5月	法人選考	第1回法人選考委員会 法人選考委員保護者ヒアリング	傍 聴 希望者
	6月	法人募集	第2回法人選考委員会	傍 聴
	7月			
	8月	応募受付		
	9月			
	10月	実地調査	第3回法人選考委員会（一次選考）	(非公開)
	11月		第4回法人選考委員会	(非公開)
	12月	法人面接 法人決定	第5回法人選考委員会（二次選考） 移管先法人発表	(非公開)
	1月	↓	第3回保護者説明会（法人紹介）	全 員
	2月		共同保育見学会	希望者
	3月		入園予定者への説明	入園予定者
	1 年 前	4月	↑	
5月			第1回三者協議会	代表者
6月				
7月		引継ぎ 三者協議会	第2回三者協議会	代表者
8月				
9月			第3回三者協議会	代表者
10月				
11月			第4回三者協議会	代表者
12月				
1月			第5回三者協議会	代表者
2月		共同保育		
3月		↓	第6回三者協議会	代表者
移 管 年		4月 以降	移管先法人による運営開始（4月～） アフターフォロー 三者協議会	

2 移管予定園の選定

移管にあたっては、多様な保育ニーズへの対応の観点から引き続き特別保育事業の拡充を図るとともに、老朽化した施設的环境整備を図っていく観点も加味して園選定を行います。

園選定にあたっては、市立保育所の設置数を基本として移管対象となる区を選定し、施設の老朽化状況、立地条件、児童の入所状況、利便性、地域特性等を総合的に勘案して選定します。

3 保護者説明

移管園の保護者の不安解消と十分な説明をするため、3回の保護者説明会と2回の個別相談及び既に移管した園の移管後の状況の見学や移管予定園の共同保育見学会を実施します。この他、必要に応じた保護者説明会や個別相談を随時実施するとともに、移管準備の進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行っていきます。

(1) 保護者説明会

民間移管の概要と園選定理由等について説明します。法人決定後には、法人の紹介を行います。

(2) 個別相談

保護者説明会に参加できなかった方、参加しても質問等ができなかった方のために、個別に対応します。

(3) 移管園見学会

既に移管した園の移管後の様子の見学と法人から話を聞く機会を設けます。

(4) 共同保育見学会

移管前の引継ぎ・共同保育の様子の見学と法人から話を聞く機会を設けます。

(5) 転園希望者への対応

移管の前に民間移管を理由として他の市立保育所への転園を希望する方に対しては、転園の決定にあたって、通常は入所要件が同じ場合、新規入所希望者を優先しているところを「新規入所希望者と同等に取り扱う」こととしています。

4 移管先法人の選定

(1) 法人の選考

法人の選考は、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が行います。

法人選考委員会では、法人の選考のほか、保護者のヒアリングを行った上で移管条件も定めます。

(2) 法人選考の流れ

ア 第1回法人選考委員会

選考の進め方、移管条件、選考基準等について話し合います。

イ 保護者アンケート

保護者に対し「移管先法人に望むこと」等についてアンケートを実施します。

ウ 法人選考委員による保護者ヒアリング

保護者アンケートをもとに法人選考委員が各園の保護者がどのような保育を求めているか等を、ヒアリングします。

エ 第2回法人選考委員会

保護者ヒアリング等を踏まえ、移管条件、選考基準等を定めます。

オ 法人募集

移管条件、保護者アンケート等を示した上で、市内外を問わず広く募集します。

カ 第3回法人選考委員会

応募書類をもとに書類選考を行います。

書類選考では、保育目標や理念や保育内容を移管園の継承という視点を入れて評価し、法人の監査や資金の状況、園運営は適正か等を確認します。

キ 実地調査

書類選考で選考された法人の運営する保育所に法人選考委員が行き、実地調査を行います。

実地調査では、横浜市福祉サービス第三者評価の基準をもとに確認します。

ク 法人面接

法人選考委員が法人の理事長、施設長予定者、主任保育士予定者及び会計担当者の面接を行います。

ケ 第4・5回法人選考委員会

実地調査・面接等をもとに法人選考委員会としての候補法人を決定し、市へ報告します。

コ 法人決定

移管法人選考委員会の報告を受け、市として移管先法人を決定します。あわせて移管予定園の保護者へ通知します。

サ 法人紹介

移管予定園の保護者に法人を紹介します。

5 引継ぎ・共同保育

移管前の一定期間、法人の保育士と市の保育士が共同で保育にあたり、きめ細かい引継ぎを行うため、引継ぎ・共同保育を実施します。

(1) 引継ぎ・共同保育のねらい

移管後の環境の変化により子どもに負担を与えないよう、移管園の保育内容を継承するとともに、保育に参加することにより移管前から子どもと法人保育士との信頼関係を築きます。

(2) 期間

引継ぎは、移管前年の4月から移管前の3月までの1年間、共同保育は移管前の1月から3月までの3か月間をかけて実施します。

(3) 方法

ア 4月から12月まで

施設長予定者・主任保育士予定者を中心に、施設・設備や近隣の状況等、園の全体像を把握するとともに、年間行事・保育の状況の継承、各年齢の子どもの様子を見ます。

イ 1月から3月まで

雇用予定保育士が、次年度担任する予定クラスに入り、現在行われている保育を知るとともに、子どもとの信頼関係を築きます。

ウ その他

- ・障害児保育等横浜市主催の研修に参加します。
- ・職員会議・カリキュラム会議・毎日のミーティング等に参加し情報を共有します。
- ・看護師（配置する園）、調理員の引継ぎも個別に行います。

6 三者協議会

保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置し、移管に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。移管前に行う三者協議会では、主に移管後の保育内容について、三者で話し合いを行います。

「主な議題」

- ・ 3歳児以上への主食提供（費用、提供方法等）
- ・ 時間延長サービス（費用、費用徴収方法等）
- ・ 一時保育（実施内容等）
- ・ 給食関係（延長保育の補食・夕食の費用、アレルギー対応等）
- ・ 保育内容（行事、持ち物等）
- ・ 保護者からの提案

7 職員の継続雇用

移管前の職員は、原則、他の市立保育所に異動しますが、一部の職員（アルバイト保育士等）が、移管先法人に雇用され引き続き移管園に勤務しています。

平成16年度：4園合計35人

平成17年度：4園合計20人

平成18年度：4園合計23人

平成19年度：4園合計23人

平成20年度：4園合計28人

平成21年度：4園合計26人

基本原則Ⅲ 移管後の対応

円滑な運営の移行のため、また、運営主体が変更することによる子どもへの影響がないようにするため、通常の監査指導の他に移管後一定の期間、アフターフォローを実施するとともに、移管後の課題解決に努めます。

1 前園長の訪問

移管前の市立保育所園長が園を訪問し、保育や園運営に関する事柄等、様々なアドバイスを移管先法人に行います。（移管後1年程度、概ね月1回）

2 市立保育所園長経験職員の訪問

市立保育所の園長を経験した職員（現在は民間保育施設の指導を担当）が移管園を訪問し、保育を専門的な立場から支えたり、保護者からの相談に応じたりするとともに、保育の場に参加し、経験を活かしたアドバイスをを行います。（移管後半年程度、概ね月2回）

3 前職員（保育士）の訪問

移管前の市立保育所保育士が園を訪問し、保育内容に関する事柄等、様々なアドバイスを移管先法人保育士に行います。（移管後半年間に、各保育士2回程度）

4 三者協議会の開催

移管後も一定期間（最長で移管日の前日に在園していた園児が卒園するまでの間）三者協議会を開催し、移管条件の実施状況や変更、新たな保育の導入についてなど様々なことについて話し合います。

5 福祉サービス第三者評価の受審

移管先法人には福祉サービス第三者評価の受審を移管条件とし、移管後の保育サービスのチェックと改善を促します。

6 課題解決

移管に伴い生じた課題については、横浜市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行います。

7 相談窓口

園長経験を持つ保育専門職員が窓口となって、移管に伴う様々なご心配（お子さんに対するご心配）について相談をお受けします。

こども青少年局保育運営課保育運営担当
☎045-671-2400

大阪市立保育所の民間委託の実施にあたって
(民間委託新実施基準)

平成20年10月
大阪市こども青少年局

— 目 次 —

～ はじめに ～

I	民間委託を進めるにあたっての基本的考え方	1
1	引き続き大阪市が設置主体としての責任を担うとともに、民間活力の導入により柔軟、かつ効率的な運営を図ります	
2	積極的な情報提供と保護者の意見反映に努めます	
3	児童への影響が最小限になるように努めます	
4	保育の質の維持・向上に努めます	
II	民間委託の進め方について	4
1	委託する保育所の選定	4
2	委託する保育所の公表	4
3	保護者説明会の開催	4
4	委託先法人の選定	5
5	保育内容の引継ぎ	6
	別紙 民間委託する保育所の選定基準	7
	〔参考〕民間委託実施の公表から委託の開始まで【標準的なスケジュール】	9

～はじめに～

大阪市では、増大かつ多様化する保育ニーズに応えるため、公立・民間双方の保育所があいまって保育施策の推進に努めています。

その中で公立保育所は、これまでの実績や特色を踏まえながら、障害児など配慮を要する児童の積極的な受入れなど、地域のセーフティネットとしての役割を果たすとともに、一時保育、休日保育等多様な保育サービスの提供、さらには、地域子育て支援センターとして、在宅の子育て家庭の支援のためにも積極的な役割を果たしていくことが期待されており、今後より一層の機能充実が求められております。

現下の厳しい財政状況の中で、これらを推進していくためには、限られた人的・物的資源を有効に活用することが必要であり、このため、平成25年度を目標年度とする「公立保育所の再編整備計画」に基づき、公立保育所を70か所程度に集約化し機能の充実を図るとともに、残る公立保育所約50か所程度の運営を社会福祉法人に委託するなど、抜本的な再編整備を進めているところです。

平成20年4月1日現在、135か所（内3か所休止中）の公立保育所のうち、待機児童の解消という観点から選択して21か所の運営を社会福祉法人に委託してきています。

公立保育所の民間委託にあたっては、保護者のご理解が何よりも必要なことから、これまでも保護者説明会等において丁寧な説明に努めるとともに、ご意見やご要望には誠意をもって対応し、様々な改善をしながら進めてきたところです。

しかしながら、この間の民間委託の実施状況や保護者のご意見等を検証する中で、『①委託する保育所の選定方法について、これまでの待機児童の解消に資するという基準では優先的に実施する保育サービス圏域*（以下「エリア」という）が限定され、民間委託する保育所が集中することになるため、広く全市的に民間委託を推進することができるような選定方法について検討する必要があること、②委託する保育所の公表から実施までの準備期間については1年以上の期間を確保するとともに、保護者の保育所選択に資する観点から、保育所の一斉入所受付までに公表するように見直す必要があること、③委託先法人については、透明性や公平性を確保する観点から公募による選定について検討する必要があること』などが明らかになり、このため、これまでの民間委託の手法等について見直しを進め、新たな基準を策定することといたしました。

本市といたしましては、本「実施基準」に基づき、平成18年に策定した「公立保育所の再編整備計画」のより円滑な推進に努めてまいります。市民の皆さま方の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

※保育サービス圏域とは

本市では、行政区を基本として市内を35のエリアに分割し、保育所入所をはじめとする多様な保育ニーズに的確に対応することとしています。

I 民間委託を進めるにあたっての基本的考え方

民間委託にあたっては、行政として十分に説明責任を果たし、保護者の方々の不安の解消に努めるとともに、ご理解とご協力を得ながら進めていくことが重要であると考えています。

これまでの保護者説明会等でいただいたご意見やご要望、また、この間の民間委託の実績や実施状況を踏まえ、本市の民間委託についての基本的な考え方を改めて整理しました。

今後とも、この基本的な考え方に立って、ご理解が得られるよう誠意をもって対応し、安心できる保育環境の確保に努めていきます。

《基本的な考え方》

- 1 引き続き大阪市が設置主体としての責任を担うとともに、民間活力の導入により柔軟、かつ効率的な運営を図ります
- 2 積極的な情報提供と保護者の意見反映に努めます
- 3 児童への影響が最小限になるように努めます
- 4 保育の質の維持・向上に努めます

1 引き続き大阪市が設置主体としての責任を担うとともに、民間活力の導入により柔軟、かつ効率的な運営を図ります

- 公設置民営方式を採用することにより、委託後も大阪市立保育所に変わりはなく、引き続き本市が設置主体としての責任を担います。
- 大阪市立保育所の保育内容の継続を図るため、業務委託方式を採用し、委託業務の適正な遂行について、指導・監査を行います。

大阪市立保育所の保育内容の継続とは

- ・ 国が定めた「保育所保育指針」及び大阪市立保育所の保育内容をまとめた「大阪市保育計画」に基づき保育を実施します。
- ・ 保育士の配置基準は現在と変わりません。
- ・ 民間委託後も保育料は変わりません。
- ・ 日々の保育の内容や年間行事等について、現在の内容を継続します。また、継続するにあたり新たな費用負担を求めません。
- ・ 障害児など配慮の必要な児童に対して一人ひとりを大切にする保育を継続します。
- ・ 給食について、現在の献立内容を継続するとともに、手づくりおやつやアレルギー症状のある子どもへの代替食の提供などについても現在の対応を継続します。

- 民間活力の導入による迅速な対応や効率的な運営により児童の処遇向上を図るとともに、新たな行事の実施など柔軟な運営を図ります。

2 積極的な情報提供と保護者の意見反映に努めます

- 委託に関わる情報について、大阪市こども青少年局のホームページをはじめ広報紙に掲載するなど積極的な情報提供に努めます。
- 委託する保育所の公表から委託実施までの間、数回にわたって保護者説明会を開催します。また、保護者全員に保護者説明会議事録を配付します。
- 既に民間委託した保育所の見学会を希望に応じて開催します。
- 委託先法人は公募により選定します（P 5 参照）が、法人の決定後、当該法人が運営する保育所についても希望に応じて見学会を開催します。
- 工事に伴う使用建材などの安全性についてご理解いただくため、カタログや見本等を保育所内に設置します。
- 委託条件について、保育所内で閲覧ができるようにします。
- 委託先法人に第三者評価を義務付け、その受審結果を公表します。
- 必要に応じて個別相談の機会も設けます。
- 保護者のご意見をお聞きするため、「ご意見箱」を保育所内に設置します。
- 委託先法人の選定にあたり、当該保育所の継承すべき点や、委託後の保育所運営に期待すること等について選定委員へ伝達するため、保護者の意向調査を実施します。
- 委託後も、保育所運営について保護者アンケートを実施します。
- 委託後も、必要に応じて、保護者代表、委託先法人、保育所、本市からなる意見交換の場を設定します。

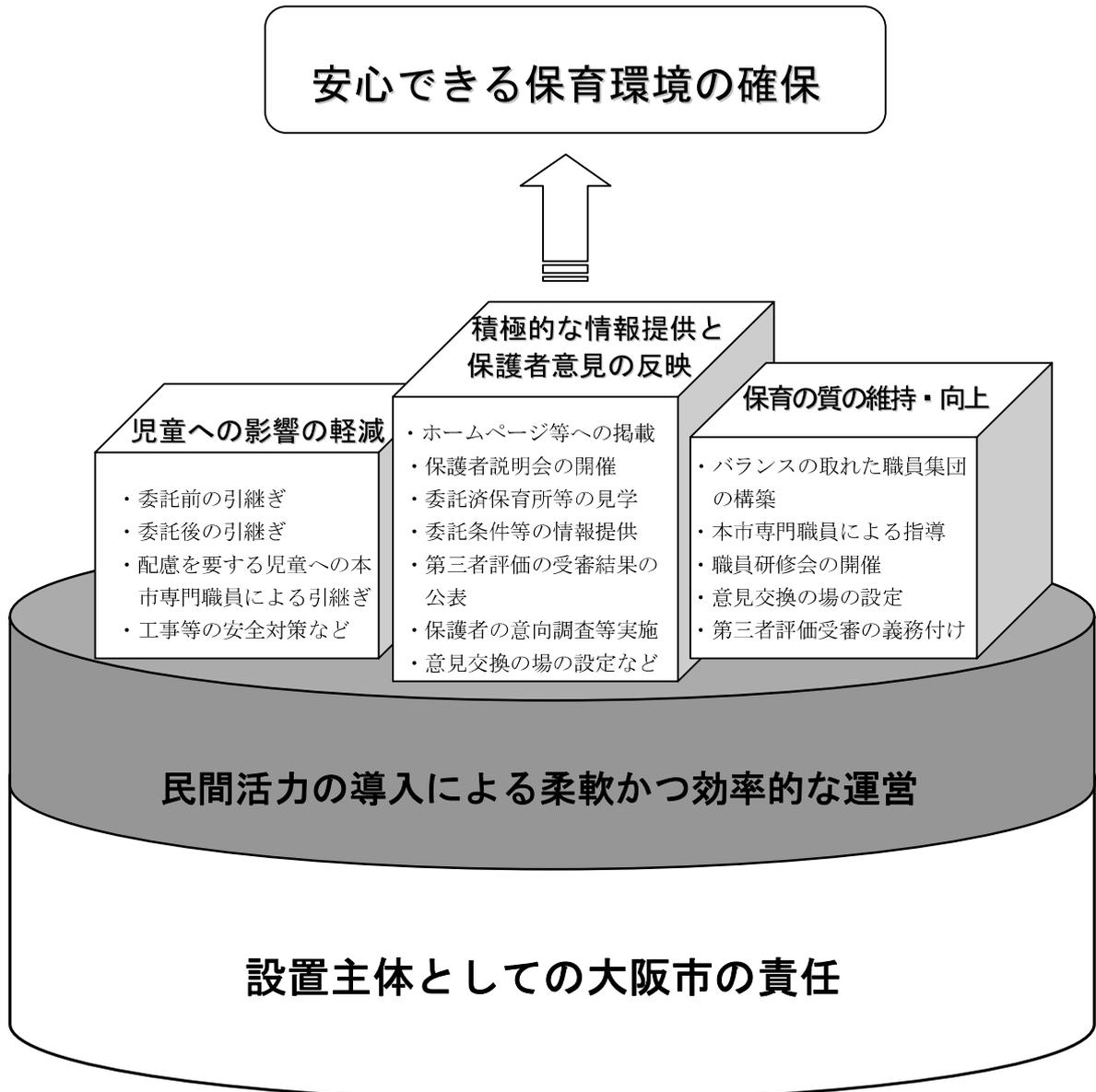
3 児童への影響が最小限になるように努めます

- 委託を実施する概ね3か月前から、当該保育所の保育方針をはじめ年間保育計画や給食の献立等の引継ぎを行ったうえで、児童一人ひとりの状況を把握するために、本市職員と委託先法人職員が合同で保育する時間を設定し、丁寧な引継ぎを行います。また、委託後担任となるクラスに入るなど、段階的に引継ぎの密度を濃くしていく中で、児童や保護者との信頼関係の構築を図ります。（P 6 参照）
- 障害児やアレルギー症児など配慮が必要な児童について、本市の栄養士や看護師、調理員等の専門職員が児童一人ひとりの状況に応じた引継ぎを行います。
- 職員が入れ替わることによる児童への影響が最小限になるよう、委託初年度の1年間、委託前に当該保育所に勤務していた本市職員（所長を含む保育士）を5名程度委託先法人に派遣します。
- 委託初年度の1年間、次期所長予定者である委託先法人職員を副所長として、国が定める配置基準に加えて配置し、保育所運営全般について引継ぎを行います。
- 民間委託を行うにあたり、必要に応じて、保育室等の美装化工事を実施しますが、工事にあたっては児童の安全対策に万全を期すとともに、防じん・防音対策を徹底するなど、児童や保育への影響が最小限になるよう努めます。

4 保育の質の維持・向上に努めます

- 委託後の職員の経験年数に配慮し、バランスの取れた職員集団の構築を図ります。
- 委託後もエリアを統括する本市の保育士をはじめ、本市の栄養士や調理員が定期的に保育所を巡回し、指導にあたります。
- 保育所からの要請のもと、委託後もエリアを担当する本市の看護師が巡回し、指導にあたります。
- 委託業務の適正な遂行について、毎年監査を実施し、適切な保育所運営を図ります。
- 委託保育所に勤務する職員の資質向上を図るため、研修会を開催します。
- 委託後も、必要に応じて、保護者代表、委託先法人、保育所、本市からなる意見交換の場を設定し、委託後の保育所運営や新たな保育サービスの導入等について話し合います。
- 委託後の保育の質の維持・向上を図る指針となるよう、委託先法人に第三者評価の受審を義務付けます。

《参考：イメージ図》



II 民間委託の進め方について

1 委託する保育所の選定

別紙「民間委託する保育所の選定基準」（P 7 参照）に基づき選定します。

2 委託する保育所の公表

民間委託を行うための準備期間については、保護者への十分な説明が必要であることから、1年半程度の期間を確保するとともに、委託する保育所名については、保護者の保育所選択に資する観点から、保育所一斉入所の受付までに公表します。

3 保護者説明会の開催

- 第1回保護者説明会
 - ・ 本市の保育施策の現状や民間委託の考え方、当該保育所の選定理由などについて説明します。

- 第2回保護者説明会
 - ・ 委託先法人の選定方法や選定にかかるスケジュール等について説明します。
 - ・ 保護者意向調査の実施について説明します。

- 第3回保護者説明会
 - ・ 法人の応募状況等について報告します。
 - ・ 工事案について説明します。

- 第4回保護者説明会
 - ・ 委託先法人の選定経過等について報告するとともに、委託先法人の紹介を行います。

- 第5回保護者説明会
 - ・ 引継ぎの具体的な内容やスケジュール等について説明します。
 - ・ 委託後に当該保育所に勤務する委託先法人の職員を紹介します。

- 保育所職員体制の紹介
 - ・ 委託初年度に当該保育所に勤務する委託先法人の職員や本市からの派遣職員を紹介します。
 - ・ クラス担任を発表します。

4 委託先法人の選定

選定にあたっては、客観性と専門性を確保する観点から有識者（学識経験者・弁護士・公認会計士等）からなる「大阪市立保育所運営業務委託予定者選定会議」（以下、「選定会議」という）を設置し、「選定会議」において、書類審査、実地調査、面接等に基づき、業務委託予定者を選定のうえ、本市に報告します。本市では、その報告に基づき委託先法人を決定します。

(1) 委託先法人の募集

公募により行います。

○ 応募資格

大阪府内で認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人とします。

(2) 業務委託予定者選定の流れ

○ 第1回選定会議

- ・ 審議の客観性を確保するため、選定基準や選定項目、配点等について定めます。
- ・ 選定の進め方等について打ち合わせます。

○ 第2回選定会議

- ・ 選定会議委員により、委託する保育所の現地確認を行います。

○ 第3回選定会議

- ・ 応募書類による選考を行います。

○ 実地調査の実施

- ・ 選定会議委員により書類選考で選定された法人の運営する保育所の実地調査を行います。

○ 第4回選定会議

- ・ 選定会議委員により法人の理事長等の面接を行います。
- ・ 実地調査や面接結果をもとに、選定会議として業務委託予定者を選定し、本市へ報告します。

○ 委託先法人の決定

- ・ 選定会議の報告を受け、本市として委託先法人を決定します。

5 保育内容の引継ぎ

(1) 委託前の引継ぎ（委託前に3か月程度かけて行います）

- 第一段階として、当該保育所の保育方針、年間保育計画、年間行事計画、年間指導計画、給食の献立等を引き継ぎます。
- 第二段階として、本市職員と委託先法人の職員が合同で保育する時間を設定し、日々の保育の中で、児童一人ひとりの状況把握に努めます。併せて、児童票などにより児童の状況を情報管理に配慮しながら引き継ぎます。
- 第三段階として、委託初年度のクラス担任を決定し、現在の担任と合同で保育を実施します。

(2) 委託後の引継ぎ（委託初年度に1年間かけて行います）

- 職員が入れ替わることによる児童への影響が最小限になるよう、委託初年度の1年間、委託前に当該保育所に勤務していた本市職員（所長を含む保育士）を5名程度委託先法人に派遣します。
- 委託初年度の1年間、次期所長予定者である委託先法人職員を副所長として、国が定める配置基準に加えて配置し、保育所運営全般について引継ぎを行います。

民間委託する保育所の選定基準

1 選定にあたっての基本的な考え方

大阪市では、行政区を基本として市内を35保育サービス圏域（以下「エリア」という）に分割し、各エリアにおいて、公立・民間双方の保育所があいまって、多様な保育サービスの提供に努めている。

この中で公立保育所が多数設置されているエリアについては、各エリア2か所程度を基本として公立保育所の集約化を図り、障害児など配慮を要する児童を積極的に受け入れるとともに、すべての子育て家庭を支援する役割を効果的に発揮できるよう、可能な限り地域子育て支援センターや一時保育・休日保育などの多機能化を推進することとしている。

従って、市内35エリアのうち3か所以上の公立保育所が設置されているエリアについて、多機能化が既に実施されている保育所及び多機能化が今後予定されている保育所、または地理的条件・利便性等から地域の子育て支援を推進するのに適した保育所を除いて、次の基準により民間委託を優先的に実施するエリア及び保育所を選定することとする。

2 優先的に実施するエリア及び保育所の選定基準

(1) 実施するエリアの選定基準

- 公立保育所（公設置公営保育所）の設置箇所数の多いエリアから順に実施する。
- エリアが一巡することを優先する。

※ ただし、同一年度内に統廃合の実施公表を行っているエリアを除く

(2) 実施する保育所の選定基準

委託先法人が継続的に安定して保育所の運営を行うことができること、また、委託にあたっての施設の改善工事等が必要となる場合は、入所児童の負担軽減のため、その内容が軽微であるほうが望ましいことから、上記（1）により選定されたエリアにおいて、①入所状況、②施設状況の2項目を点数化し、合計値が高い保育所を優先して選定する。

また、合計値が同じであった場合は、入所率の高い保育所を優先する。

※ ただし、次の事項に該当する保育所は除く。

- ・ 統廃合により主たる受入れ先となり、受け入れた児童が在籍している保育所
- ・ 大規模な工事等が予定されているか、または実施中のため、委託前・後の引継ぎに支障をきたす可能性がある保育所

3 保育所状況評価ポイント

① 入所状況（過去3か年の4月1日現在入所児童数の平均値を基準）

入 所 率【入所児童数／認可定員】	配点
110%以上	10
100%以上	8
90%以上	6
80%以上	4
60%以上	2
60%未満	0

② 施設状況（保育所の法定耐用年数から経過年数を差し引いた年数による）

構 造		配点
鉄筋コンクリート (法定耐用年数50年)	重量鉄骨・鉄骨・木造 (同38年・同30年・同22年)	
40年以上	20年以上	10
20～39年	15～19年	6
10～19年	10～14年	4
1～9年	1～9年	2
1年未満	1年未満	0

※ なお、外壁塗装や屋上防水等のリフレッシュ工事実施後、10年以内の保育所においては、上記配点に対して2ポイント加算することとする。

≪ 委託する保育所の公表から委託の開始まで【標準的なスケジュール】 ≫

		主 な 事 項	保 護 者 説 明 会	選 定 会 議
委託実施 2年前	当該年4月 ↓ 当該年9月	・委託する保育所の選定作業		
	当該年10月	・委託する保育所の公表	・周知文の配付 (当該保育所保護者へ) ・第1回保護者説明会の開催 (民間委託概要等の説明)	
	当該年11月			
	当該年12月			・第1回選定会議の開催 (選定基準等の検討)
	翌年1月		・第2回保護者説明会の開催 (委託先法人の選定方法等の説明)	
	翌年2月	・委託先法人の募集		・第2回選定会議の開催 (委員による保育所現地確認等)
	翌年3月	・委託先法人の募集終了		
委託実施 1年前	翌年4月			・第3回選定会議の開催 (書類選考)
	翌年5月		・第3回保護者説明会の開催 (法人の応募状況等の報告等)	○ 法人の運営する保育所の実地 調査
	翌年6月			
	翌年7月			
	翌年8月		・第4回保護者説明会の開催 (委託先法人の選定経過等の報告)	・第4回選定会議の開催 (面接の実施及び業務委託 予定者選定)
	翌年9月			
	翌年10月			
	翌年11月			
	翌年12月		・第5回保護者説明会の開催 (引継ぎにかかる詳細説明等)	
	翌々年1月	・保育内容の引継ぎ 開始 (事前研修、書面による引継ぎ) ・合同保育の実施		
	翌々年2月			
翌々年3月		・委託初年度の保育所職員の紹介 (クラス担任の発表等)		
委託実施 年度	翌々年4月	・委託の実施		
	翌々年5月			
	翌々年6月 以 降	・アンケートの実施等		